

大垣市税条例の一部を改正する条例

第1条 大垣市税条例（昭和25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第28条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第28条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第28条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第28条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第28条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第18条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受

ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第18条の4の規定により読み替えられた第65条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第18条の2を附則第18条の2の2とし、附則第18条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

- 第18条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第18条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第18条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第65条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第19条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」

を加え、同条に次の３項を加える。

- ２ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第６６条の規定の適用については、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	３,９００円	１,０００円
第２号ア(ウ)ａ	６,９００円	１,８００円
	１０,８００円	２,７００円
第２号ア(ウ)ｂ	３,８００円	１,０００円
	５,０００円	１,３００円

- ３ 法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第６６条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	３,９００円	２,０００円
第２号ア(ウ)ａ	６,９００円	３,５００円
	１０,８００円	５,４００円
第２号ア(ウ)ｂ	３,８００円	１,９００円
	５,０００円	２,５００円

- ４ 法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第６６条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車

が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	3,900円	3,000円
第２号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第２号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第２０条を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第２０条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２ 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第６７条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第６９条及び第７０条の規定を除く。）を適用する。

３ 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第２条 大垣市税条例の一部を次のように改正する。

第１７条第１項第２号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第１９条第１項中「第４項」を「第５項」に改め、同条に次の１項を

加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第20条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中大垣市税条例第28条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第28条の3の2、第28条の3の3及び第28条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条中大垣市税条例第17条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第28条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 2年新条例第28条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき大垣市税条例第28条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第28条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第28条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。